

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

令和5年3月31日4経営第3236号農林水産省経営局金融調整課長通知
最終改正：令和7年3月31日6経営第3220号

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1及び別記2の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。

記

1 実施要綱別記1の第2第1項の（2）及び（3）の資金に関する要件

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生していること。

2 実施要綱別記1の第3の（1）、第3の（2）のイ及びウの事業に関する要件

① 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）

② 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあつては、農業売上高（以下同じ。））、所得率（農業所得（法人にあつては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別記1の第2第1項の（1）の資金及び実施要綱附則第2項による廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知。以下「旧基盤強化要綱」という。）第2の1の（3）

に規定する併せ貸しは、令和４年度までに保証契約を締結したものに限り、新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、令和６年度までに保証契約を締結したものに限り。）

- ③ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（令和４年度までに保証契約を締結したものに限り。）
- ④ 令和２年７月３日から同月３１日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和２年７月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和２年７月１４日政令第２２３号）で定める地区に限り。）から受けたもの（令和３年度までに保証契約を締結したものに限り。）
- ⑤ 令和６年能登半島地震又は令和６年能登半島地震の被災地域における令和６年９月２０日から同月２３日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

３ 実施要綱別記１の第３の（１）のア及び第３の（２）のイの（ア）に規定する算式に適用する推定事故率及び推定回収率

対象の区分	推定事故率	推定回収率
記の２の①	6.0%	56.0%
記の２の② 実施要綱別記１の第２第１項の（１）の資金	5.0%	58.0%
記の２の② 実施要綱別記１の第２第１項の（２）及び（３）の資金	20.0%	29.4%
記の２の③	2.2%	19.6%
記の２の④	5.0%	58.0%
記の２の⑤	5.0%	59.0%

４ 実施要綱別記１の第３の（２）のアの事業に関する要件

- ① 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和2年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ② 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、現に農業粗収益（法人にあっては、農業売上高（以下同じ。））、所得率（農業所得（法人にあっては、経常利益）を農業粗収益で除したものをいう。）又は純利益額が前期に比し悪化していることを影響状況確認表（別記様式）で融資機関が確認できたもの（実施要綱別記1の第2第1項の（1）の資金及び旧基盤強化要綱第2の1の（3）に規定する併せ貸しは、令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。新型コロナウイルス感染症の影響によるものは、令和6年度までに保証契約したものに限る。）
- ③ 資金を必要とする農業者であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る計画を作成し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できたもの（令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ④ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和3年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑤ 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和4年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑥ 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和5年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑦ 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害

害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和 6 年度までに保証契約を締結したものに限る。）

- ⑧ 令和 5 年 8 月 12 日から同月 17 日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和 6 年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑨ 令和 6 年能登半島地震又は令和 6 年能登半島地震の被災地域における令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑩ 令和 6 年 6 月 8 日から 7 月 30 日までの間の豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑪ 令和 6 年 8 月 26 日から 9 月 3 日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑫ 令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による被害（⑨を除く。）を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

5 実施要綱別記 2 の第 2 第 2 項の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知）2（1）の実質化された人・農地プラン（同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。）

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 経営第 3236 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水

産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成 27 年 8 月 28 日付け 27 経営第 1335 号農林水産省経営局金融調整課長通知）、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第 2 の 2 の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 経営第 3249 号農林水産省経営局金融調整課長通知）及び農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第 2 の 5 及び第 3 の 2 の（1）の①の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3281 号農林水産省経営局金融調整課長通知）は、廃止する。

- 3 2 による廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第 2 の 2 の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて及び農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第 2 の 5 及び第 3 の 2 の（1）の①の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについてに基づき実施している事業に対する同通知の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 8 月 25 日 5 経営第 1301 号）

この通知の改正は、令和 5 年 8 月 25 日から施行し、令和 5 年 5 月 28 日から適用する。

附 則（令和 5 年 10 月 6 日 5 経営第 1564 号）

この通知の改正は、令和 5 年 10 月 6 日から施行し、令和 5 年 8 月 12 日から適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日 5 経営第 2464 号）

この通知の改正は、令和 6 年 1 月 25 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 5 経営第 3222 号）

この通知の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 6 日 6 経営第 1363 号）

この通知の改正は、令和 6 年 9 月 6 日から施行し、令和 6 年 6 月 8 日から適用する。

附 則（令和 6 年 10 月 25 日 6 経営第 1662 号）

この通知の改正は、令和 6 年 10 月 25 日から施行し、令和 6 年 8 月 26 日から 9 月 3 日までの間の暴風雨及び豪雨に係る要件は令和 6 年 8 月 26 日から、

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る要件は令和6年9月20日から適用する。

附 則（令和7年3月31日6経営第3220号）
この通知の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

原油価格・物価高騰等の影響状況確認表

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店
信用金庫 支店
信用協同組合 店

}

御中

年 月 日

住所
氏名

農業経営に対する影響の状況	(可能な限り具体的に記載ください。)	
いずれかの状況 (注) ☐ 農業粗収益 ☐ 所得率 ☐ 純利益額	前年同期間 (年 月～ 年 月)	確認期間 (年 月～ 年 月)
	(%, 千円)	(%, 千円)
	適 ・ 否	

(注) 記載にあたっては次を参考にしてください。

個人の場合は所得税青色申告決算書(農業所得用)の損益計算書及び確定申告書(Bの第一表)、法人の場合は法人税申告書添付の損益計算書から、それぞれ次の数値を記載してください。

	個人	法人
農業粗収益	収入金額計 (⑦)	売上高合計 (※)
所得率	所得金額 (④⑧) ÷ 収入金額計 (⑦)	経常利益 ÷ 売上高合計 (※)
純利益額	所得金額 (④⑧) - 申告納税額 (④⑨)	税引後当期純利益

※農業部門の売上高が明確に把握できる場合は、当該売上高とすることができる。

(留意事項)

農業粗収益、所得率又は純利益額の状況について、融資機関は決算書等により確認すること。